

## 清代官僚李璋煜が発給した告示に関する考察

王 婷

**要旨**：本文は李璋煜という清代後期の官僚を紹介して、彼が在任中発給した告示を事項別に「周知」・「禁令」・「勸告」に分類し、それぞれどのような特徴を持つのかを総覧した。また、白話を含めた告示を対象に、その量と勸告目的への偏向を分析した。最後、李璋煜が同じく清代後期の官僚である劉衡の白話告示を参考にした例を取り上げ、参考及び添削した内容について分析を行い、その理由を考察した。

**キーワード**：李璋煜、告示、白話、口語体、劉衡

### 一、李璋煜（1784-1857）について

李璋煜は清朝道光十七年前後から江蘇や広東<sup>1</sup>に就任した官僚であり、道光二十八年（1848）に官箴書『視已成事齋官書』を刊行し<sup>2</sup>、就任中に発給した告示を152件収録した。2006年に楊一凡、王旭によって刊行された『古代榜文告示彙存（10巻）』<sup>3</sup>という告示集が李氏の全ての告示を「李璋煜告示」として第9巻に収録し、告示を発給した官僚の中に発給数をもっとも多いと見られた。

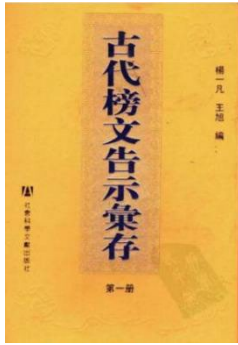
平均一か月で一回の告示が出され、さらに収録された告示は重複したものがほとんど見受けられないことから、実際の量は収録数より上回っており、李氏が就任中に告示を如何に重要視していたのかを明白である。この「李璋煜告示」の種類、語体の傾向、そして李氏がある官僚の告示にある白話部分を参考にした痕跡も見られたため、それらの分析を試みたい。

---

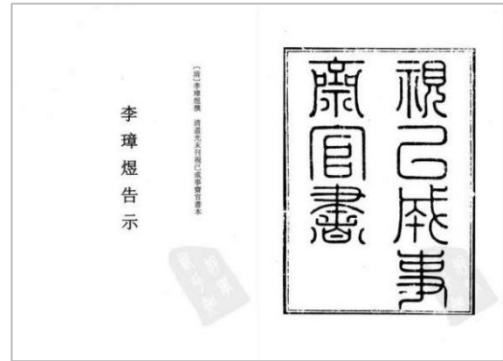
<sup>1</sup> 『視已成事齋官書』各巻の巻名：巻一 署江宁府任内・巻二 署揚州府任内・巻三 署揚州府任内・巻四 蘇州府任内・巻五 署江宁藩司任内・巻六 署江蘇臬司任内・巻七 惠潮嘉道任内・巻八 惠潮嘉道任内・巻九 惠潮嘉道任内・巻十 調署南韶連道任内・巻十一 廣東按察司任内。就任した年は別の論文で考察をしたため、ここでは省略する。

<sup>2</sup> 李璋煜の官箴書『視已成事齋官書』から収録された。序にある「時道光戊申夏至后五日治年愚弟南海何文綺拜撰」から、道光28年（1848）に刊行したと推測できる。

<sup>3</sup> 楊一凡、王旭編『古代榜文告示彙存』（第九巻）、社会科学文献出版社、2006年。



『古代榜文告示彙存』



『視已成事齋官書』

## 二、告示の分類

「李璋煜告示」の各告示には題名が付けられていた。これは中国の告示に共通した特徴で、題名からも告示の内容を推測できるようになっている。明代告示を研究対象にした展龍<sup>4</sup>は告示の事項を「通知類」・「勸説類」・「禁約類」に分類したが、具体的な分類基準を出さなかったが、この分類方法を参考に、告示の事項を「周知・勸告・禁令」に分類し、それぞれの特徴を見てみよう。

### 1、周知：決定告示、意向表明、規定説明

まずは通知類の周知告示である。「周知」とは、支配者側がすでに決断を下した決定事項を民衆に公示し、あるいは知らせることである。民衆からの関与が見受けられず、一方的な「告示」ともいえよう。主に刑事・民事の刑罰や処置の公開、為政方針などの意向表明、「律」・「令」の普及のための説明などが挙げられる。しかし、「周知」に分類されるとはいえ、勸告や禁令の内容も散見できるため、全体から見て各告示には傾向があったので分類を試みたのであると断っておこう。周知告示は「決定告示」・「意向表明」・「規定説明」とさらに細かく三種類に分けることができ、告示ごとの分類は以下の表で示す。

表1：「李璋煜告示」告示分類①「周知」

周知	決定告示	意向表明	規定説明
告示名	興復恤嫠善舉示、頒發同善錄札、查辦節孝總坊示、錄取經古特示、通飭州縣交代札、通飭查辦尼庵示、查辦煙案關防示、置紀善簿諭、飭催查辦擄案通札、	申明禮制示、諮詢示、關防詐偽示、通飭嚴辦竊盜札、通飭煙案務於限內嚴辦札、關防示、嚴關防示、諮詢利弊示、諮詢利弊示、設立鄉約示、設立房約正副諭、設立房約正副章程、催充房約正副示、分房	揚州府郵 嫠章程、 通飭治潮 六法札、 查錄總簿

<sup>4</sup> 展龍「明代告示伝播机制与輿論功能」、『求是学刊（明清史研究）』、2017年1月第44卷第1期、146頁。

	團練示、通飭清理監獄札、飭舉 總書記茶公件秋讞事、查辦秋 審事宜諭飭解役隨到隨稟案証 欄與稟到示、嚴拏搶竊兇詐匪 徒示	責成諭、通飭嚴辦擄案札、嚴巡緝札、嚴 飭自新示、飭立程限清理詞訟札、嚴催清 釐積案、通飭摘傳鄰証毋許牽連札、通飭 各縣搶劫案件分別據實究辦毋避重就輕 札	章程
--	---	--	----

表から分かるように、「決定告示」と「意向表明」の項目に入る告示がもっとも多い。「決定告示」とは行政機関において指示を出す役割を担うもの、つまり行政官がすでに「決定」した政令を公示することであり、公示対象である民衆はその内容を知る立場に止まり、伝達の過程から見れば「決定告示」はきわめて単純な告示になっている。例えば「通飭查辦尼庵示」は婦人が衝動的に出家することを禁じ、尼寺を取り締まることを公示した告示である。決定告示はどれもこれから執行する法令であり、猶予が認められないのが特徴である。

「意向表明」は官僚側が為政における認識・声明・催促・注意など、決定事項よりも民衆に遵法への後押しという個性が強く見られる事項である。例えば、同じ警戒しようと注意した「關防詐偽」告示でも、「查辦煙案關防示」は鴉片流入を警戒し、その処置も「決定事項」とし、明記されたのに対して、「關防詐偽示（署揚州府任内）」は民衆への注意書きといった性格が強い。しかし、意向とはいえ、官僚からの勧告という意図も含めるため、「勧告」にも分類できるのではないかと考えられる。例えば「設立郷約示」・「設立房約正副諭」・「設立房約正副章程」・「催充房約正副示」の四件は各村や宗族を中心とした大きな集落で各支族に、「郷約」や「房約」を設立するよう官僚から非強制的に勧告したものである。

「規定説明」は規定・法令等を細かく説明する告示の種類であり、李氏が発給したもっとも少ない周知告示ではあると見受けられる。例えば、「揚州府郵鑿章程」は揚州府内で未亡人を救済する規約の公示になっている。明清時代では公の場で法律や聖諭を宣講する風習がすでにあるということを念頭において考えれば、説明の告示が少なかったのも理解できよう。また、「通飭嚴辦竊盜札」のように規定説明を最後に添付したほかの告示事項も存在するため、各事項の間に明確な境界線がないことが明かであろう。「伝達」の特性上、周知告示において、発給者である官僚は「伝達」の立場にあるが、一方的な告示であり、民衆からの反応を強く求めてはいなかったため、禁令告示と勧告告示の間に立地する語体を有すと推測できる。つまり、優勢言語である文言を用いた強制的な語体でもなく、口語も取り入れて教化を中心にした勧告の語体でもなく、中間的な性格を有すると考えられるのではないか。

## 2 禁令：禁令公示、勧告重複、告発奨励

「禁令」は文字通り民衆の行動や活動などを禁止する法令であり、「周知」の一方通行のような伝達よりも、民衆の遵守が求められ、「勧告」よりは強制特性が見られる。この種類の告示は官民の目下利益が共通していなかったから発給が成立する。つまり、官僚は社会安定などの全

体の利益に着目したのに対して、民衆は個人の娯楽や利益しか見ていないところから両者の間に対立が生じ、支配者である官僚から禁令が発生する。禁令告示は「禁令公示」・「勸告重複」・「告発奨励」の三種類を含む。

表2:「李璋煜告示」告示分類②「禁令」

禁令	禁令公示	勸告重複	告発奨励
告示名	申明城門夜禁止、禁會茶會鄉滋事示、禁刮兒刮妻等示、禁馬批示、禁藉喪訛詐並婚喪一切陋習示、禁打檯訛詐示、禁兵役串匪滋擾示、禁婦女入廟燒香示、禁婦女冶遊示、禁婦女出頭滋鬧示、禁婦女輕生示、禁抄缸改造字紙示、禁殘殺物命示、禁奸媒串賣示、禁折剝戸示、禁兵役包庇各弊示、禁賭示、禁夜遊示、禁重利盤剝示、禁越訴示、禁抑勒典當示、禁把持行市示、禁匪徒藉端勒索示、禁止械鬪示、禁同族互鬪示、禁會鄉示、禁佃戸吞租示、禁撥名示、禁越控示、禁花會示、禁尼僧代打花會示、禁小錢火藥等四事示、禁藉差詐擾示、禁差役藉案滋擾示、禁差役私押平民示、禁標廠窰口等示、禁窰口示、嚴禁刁訟示禁添砌具呈聳聽示、嚴禁山狗毀墳盜賣示、禁三合等會示、禁天花會示、弭盜示、禁打剛示	禁毀淫詞 小説示、 再禁供奉 邪神示、 再論添設 更柵示、 禁花會示	曉諭案犯 吳章行等 投首示

「禁令公示」が全ての告示事項の中でもその量がもっとも多く見られる。さらに、禁令は理由もなく公布したのではなく、官僚の目に余るような事件や民衆の行動の発生を前提として出されたものである。一般的に、このような事件に対する処置は当時の律例に包含されていなかったため、官僚は個人の判断によって、弊害ある行為を禁じ、違反者を厳重に処罰することで、支配者である断固たる態度を表明した。例えば「禁會茶會鄉滋事示」・「禁打檯訛詐示」・「禁藉喪訛詐並婚喪一切陋習示」・「禁會鄉示」・「禁花會示」・「禁尼僧代打花會示」・「禁三合等會示」・「禁天花會示」などは地方の陋習がすでに民の生活に悪影響をもたらしたため、「端風俗(風習を正す)」ために出された禁令告示であり、「禁婦女入廟燒香示」・「禁婦女冶遊示」・「禁婦女出頭滋鬧示」・「禁婦女輕生示」など婦人の行動を規制する告示も見られた。「勸告重複」は勸告や禁令を再び公布した告示であり、禁令告示に分類した理由としては、民衆が前回の告示を無視したため、繰り返し出された告示には勸告のほかに、処罰も課せられることによって、強制特性が強調されたことにある。例えば同じ題名の「禁花會示」、一回目では禁令内容以外に道理を並べて説得を図る姿勢を見えたが、二回目の最後には「任爾行踪譎秘、逐處遷移、又何難一一搜捕之、火其廠、瀦其館邪、凜之特示。<sup>5)</sup>」のような脅し文句が付け加えられ、強制的に遵守させる姿勢が窺える。

<sup>5)</sup> 日本語訳：如何に雲隠れにし、其住処を転々にしても、一一捜査し出して、その隠れ処に放火

最後の「告発奨励」はもっとも少ない告示事項ではあるが、民衆の協力を得て初めて実施を可能に移すものとなっている。「李璋煜告示」では数少ない「告発奨励」の告示として、「曉諭案犯吳章行等投首示」は罪人である吳氏に向けて発信しただけではなく、吳氏の逃亡に加担する民への警告、ほかの民衆からの告発への期待などが含まれ、強制的で容赦のない「令」であるに間違いのないであろう。

禁令告示は周知告示・勧告告示と比べてもっとも顕著な特徴は強制力であり、支配者である官僚が権力を駆使する代表的な告示種類でもあり、「官」としての威厳や権威を誇示し、強制力を高めるためには、口語体の使用が控えられ、逆に文語体がほとんどで、処罰を与えるような表現も多く見られた。

### 3 勧告：道德教養、犯罪防止、生計勧告

勧告とは官僚から民衆に向けての要求・戒めであり、官民の共通利益が存在することで成立する告示事項である。無視しても処罰を受けることはほとんどないが、民衆の納得と実施によって教養や生活のレベルが向上し、社会の安定が実現できると官僚は強調するであろう。勧告告示も「道德教養」・「犯罪防止」・「生計勧告」に分けられる。

表3：「李璋煜告示」告示分類③「勧告」

勧告	道德教養	犯罪防止	生計勧告
告示名	崇儉示、勸瘞枯骨示、奨勸篤行示、勸敦實學示、勸勉經學示、揚俗三弊示、正風俗示、崇正黜邪示、勸節靡費示責成衿者示、與各屬諸生約、責成強房約束論、嚴飭衿者示、俚語勸民歌十六首、勉好勝示、勸學示、勸讀孝經小學示、勸讀孝經示、勸讀孝經小學示、專設課讀小學義塾示、課讀孝經小學章程、諄諭勸學示、責成勸學論、敦勉士民示、示相江書院生童、敦勉吏治以猛濟寬示、通飭各牧令盡心治理勿謂地方安靜論、諄諭士民示、示諭合省鄉村紳耆照順德龍山成式籌費防禦由、勸民崇儉示	剔除積習示、端士息爭示、榜示惡人論、榜惡人示、曉諭匪徒改行示、諄諭匪徒改行示、杜詐偽示、勸各鄉散會示、嚴拏訟棍示、戒勿拜會歌、戒民俚語、勸勉約束示諄諭毋庶族匪示、嚴飭捏控四弊示、勸諭息訟示勸諭酌議支更巡守示、曉諭愚民重生示、訪拏訟棍衙蠹示、諭渡船查捕盜匪示	勸民勿輕生示、曉諭速葬停棺示、勸務農桑示、勸忌食田蛙示、勸設民更示、勸惜字紙示

「道德教養」と「犯罪防止」のために発給された勧告告示がもっとも多く見られ、生計勧告が希少であると見受けられるが、李氏が発給当時の官位は知県・知州より上級階級の知府であるため、民衆の生計への関心が知県などより多くなかったと考えられる。「道德教養」の告示は民

し、あるいは水で溺れさせることなんて簡単だ。恐れられるべくこれを示す。

衆の勉学・儉約等の道徳を提唱し、風習の乱れを戒め、様々な忠告を發したものとなっている。例えば、「勸勉經學示」・「勉好勝示」・「勸學示」・「勸讀孝經小學示」・「勸讀孝經示」・「勸讀孝經小學示」・「專設課讀小學義塾示」・「諄諭勸學示」・「責成勸學諭」の七件の告示は全て勉学を推奨するものであり、義塾にも「孝經」を読本として使用することを勧めたのである。

「犯罪防止」のために發給した告示は民衆の行動がもたらす不利な結果や悪影響を並べた上で、勸告を行う傾向が見られる。特に「榜示惡人諭」・「榜惡人示（署江寧藩司任内）」・「曉諭匪徒改行示」・「諄諭匪徒改行示」などでは社会的に悪影響をもたらすとされた人の名前を公示することで、「良民」への戒めと「惡民」の所業への警告を持ち合わせた告示となっていた。最後の「生計勸告」は民衆の生活について勸告する内容が多く、冠婚葬祭への注意、農業に励むこと、紙を浪費しないと訓示することなどから、官僚が民衆生活への関心を示した。

周知告示と違って、「教民」の意図が含まれた勸告告示は官僚の希望を表示しており、官民両方に利益をもたらす行動を勧めるには、民衆が納得できる「理由」を説明する必要がある。告示の基本機能である「伝達」のほかに、「全て民のためである」という言語の「表現」機能も發揮したほうが勸告の効果の向上に繋がると考えられる。さらに言えば、「勸告」はもともと民に親しまれる語体を使用することが求められる告示事項でもある。例えば、「俚語勸民歌十六首」・「戒勿拜會歌」・「戒民俚語」・「勸民勿輕生示」などが積極的に口語体を使用した所が見られ、告示の伝達効果を「民」の立場か考慮した告示となっている。

次に、李告示に見られる白話告示を対象に、例を挙げて分析することでその量と事項への偏向を明確にする。

### 三、白話告示に見られる勸告への偏向

#### 1、白話告示の量と事項

「李璋煜告示」<sup>6</sup>では10件ほど、文語体と一線を画すような文体を有する告示が存在し、その口語体や韻語の使用は民に親しみやすい性格を見せた。これら告示のなかに、6件が勸告告示、4件が禁令告示になっている。中に、「俚語勸民歌十六首」、「戒勿拜會歌」の2件は民衆の暗記と伝唱を図って、韻を踏んだ韻語告示になっており、「禁差役藉案滋擾示」、「禁差役私押平民示」<sup>7</sup>、「禁窩口示」の3件も文字数限定の告示であることから韻語告示に入ることができる。そして、「戒民俚語」が民衆を教化するために13件の道徳故事を羅列した故事告示である。ほかの「勸民勿輕生示」・「禁撥名示」・「與各屬諸生約」・「訪拏訟棍衙蠹示」からはそれぞれ量の違った口語文が見られた。

<sup>6</sup> 楊一凡、王旭編『古代榜文告示彙存』（第九卷）、153ページ。

<sup>7</sup> 「禁差役私押平民示」だけが韻を踏んでいなかった。

表 4：李璋煜告示の白話告示

李 璋 煜 告 示	禁令 4	禁撥名示、禁差役藉案滋擾示、禁差役私押平民示、禁審口示
	勸告 6	勸民勿輕生示、與各屬諸生約、俚語勸民歌十六首、戒勿拜會歌、戒民俚語、訪拏訟棍衙蠹示

つまり、白話告示の半数以上が勸告告示であることが分かる。「教民」の意図が含まれた勸告告示は官僚からの希望を表示し、官民両方の共通利益になる行動を勧めるためには、民衆が納得できる「理由」を説明する必要がある。口語体使用がその説明を分かりやすくにし、民衆がそれをより速く理解できる上、それを信服して行動する可能性が大いにある。

## 2、禁令告示の白話部分—「禁撥名示」を例に

しかし、告示の内容を見ればわかるように、禁令告示の白話部分も民衆を教化する目的で発せられた言葉が見られ、勸告特性も強く感じられた。

「禁撥名示」の口語体告示を例として分析してみよう。「撥名」とは誣告や誹謗中傷の意味で、気晴らしに無実の罪を着せることを指す。この告示は専ら強制特性を帯びた「禁令告示」であるかと言えばそうではなかった。その一部の本文を抜粋して、ここで分析してみる。

為勸諭據實控告，毋得撥名以免拖累事。照得設立官府，原為百姓申理冤枉，其實在被屈，不得不訴之於官者，自當據實呈訴，以憑官府拘訊究辦。此間風氣，往往羅織多人，稱為百餘。猛推其故，皆被訟師土棍人等圖利架聳，其情可惡，其愚可憐。本道看來，凡民間田土水塘，墳山界址，及樹植畜產等項，遇有爭競，是常有的事。若實在被鄰鄉本鄉欺壓，起了爭端，只要請兩造正派的公親，替你們勸和。得了即了，不可便出家伙，就要鬧事。…（中略）…本道不忍見你們被訟師土棍等愚弄，所以苦口勸諭你們，你們不聽信本道的言，偏去聽信訟師土棍的話。你們細細想想，還是要忍耐的好，還是強很的好，還是老實的好，還是詐騙的好。若能大家省悟，喚醒癡迷，救了多少性命，保了多少身家。<sup>8</sup>

<sup>8</sup> 日本語訳：事実を根拠にして告訴することを勧めるために、誣告を禁じる。官府の設立は民の無実を証明するためであり、実際に不公平な扱いを受けて、どうしても官僚に告訴せずにいられない者がいれば、当然事実を根拠にした訴状を呈してよい。官府はそれを元に拘留・尋問、さらに逮捕を行う。最近の風習と言ったら、いつも多くの人、さらに百人あまりを巻き込んだこともあるようだ。その理由を探ってみたら、みな利益ばかり求めている訟師土棍（民間の代弁人）に唆されたことが分かった。代弁人は憎たらしいが、民の愚かさも可哀想だ。本道からみて、大体の民間の田んぼや水溜、墓場や境界の場所、及び樹木や畜産物等に関しては、争いことはよくある事なのだ。若し実際に隣村や本村の人にいじめられ、紛争も起きたら、両方の正統派の調停人に頼んで、君たちの喧嘩を仲裁すれば良い。解決できればそれでいい、武器を出して大ごとにするからず。…（中略）…本道は君達が悪徳な訟師土棍に愚弄されるのを見ていられず、老婆心から勸告することに至

この告示は「撥名」を禁じるという主旨の説明から始まり、「官府」、つまり役所の存在意義は民を不当な損害から守ることにある立場を表明した。さらに、民の告訴は事実に即すべくと強調して、「訟師土棍」のデマ流しで「撥名」が流行りだしたことを感嘆し、「本道看來」から始まるの意見表明で状況陳述を完成した。ここまですべて説明や描写ではあるが、次第に「どうすべきか」という問題解決の勧めへと導いた。「若實在被鄰鄉本鄉欺壓，起了爭端（同じ村や隣の村の人にいじめられて、争いがおきたら）」という具体的な状況を想定して、解決策の打ち出しとして「只要請兩造正派的公親，替你們勸和，得了即了（両方の調停人に仲裁を頼んで解決しましょう）」を発信し、解決できない状況も念頭に置いて、「不可便出家伙，就要鬧事（武器を出して、喧嘩なんてするもんじゃない）」の文言で武器による衝突を避けることを勧めた。ここまで「了」・「你們」・「就要」なども口語体要素として特徴的である。告示文の意見表明や問題解決へのお勧めから見出されるこれらの口語体要素は官僚個人の立場の表れでもあり、告示文の最後までその勧告口調が続いた。特に最後の部分では、官僚である「本道」が「苦口」、「不忍」、「不…偏…」といった公文書らしくない感情表現の語彙を使用して、「父母官」としてどれぐらい「民」のために思案していたかを読み手である民に共感させようとした意図が窺える。最後に、羅列した疑問文で読み手に問いかけ、肯定的な答えを誘導しているように見えた。その当然とも言えるような答えを前提に、「本道」のいう通りにすればどれだけの利益をもらえるか、という感情移入しやすい結論に結びついた。

この「禁撥名示」を題名にした「禁令告示」を分析すれば分かるように、告示の出発点は「撥名」を禁じることでありながら、主な内容と言葉は処罰や禁止策ではなく、民衆に「撥名」の原因・欠点、「撥名」になる前の解決策などを並べて、民衆に「禁令」の意義を理解させること、そして、自主的に政令を守るように勧めたことに重点を置いた。「強制的な禁止より教化に集中する勧告」という為政理念がこのような告示から滲み出ている。

口語体は一般庶民にもっとも親しみやすい、さらに、日常的に使用された語体であり、整理された言葉としての白話が告示に取り入れられ、「勧告」の共感度を上げる効果も期待できるであろう。ほかの「禁令告示」や「周知告示」も同じような仕組みになっており、文語体の文章は陳述や解釈などに偏るが、口語体の文章には民衆に勧告する意図が大いに見られた。

総じていえば、白話告示の半数近くが「勧告告示」である。さらに、周知告示・禁令告示に見られる白話文もほとんど勧告目的である。これは、官僚が告示を通して民衆の「教化」と自主遵守を図る思惑から導いた結果であると考えられよう。

---

ったのに、本道の忠告に耳を傾けず、訟師や土棍などの話を真に受けるとは。よく考えて御覽、我慢したほうが良いか、横暴であったほうが良いか、誠実であったほうが良いか、それとも詐欺したほうが良いか。皆さんが悟り、無我夢中から目覚めることができれば、どれだけの命が救われ、どれだけの財産が守られたか。



次に、李璋煜が白話告示を作成する際にほかの告示を参考した事例を挙げて、告示の文章作成において、官僚が文語体か口語体かどのように選び、そして状況判断や民への考慮がどのようにされたのかを分析してみる。

#### 四、李璋煜告示と参考の劉衡告示

##### 1、「勸民勿輕生示」と「勸民切勿輕生告示」

李璋煜の白話告示の中に、「勸民勿輕生示」の言葉がほぼ同時期の官僚である劉衡（1776－1841）が発給したある告示と極めて類似していると見られる。

李璋煜は1837年前後、江蘇揚州府知府を就任中に「勸民勿輕生示」を発給した。劉衡は1827年、四川綿州（今の綿陽）に就任し、期間中、「勸民切勿輕生告示」<sup>9</sup>を発給した。一人がオリジナルで出され、一人がそれを参考したと考えられるが、両者の年齢から見ると、劉衡のほうが年長であるから、李氏が劉氏の告示を参考したと推測できる。

しかし、劉氏告示を収録した文集『庸吏庸言』<sup>10</sup>の刻本は現在中国国内において、ほとんど同治年間（1861年以降）になっており、李璋煜の『視已成事齋官書』は前章の推測で道光28年、つまり、1848年に刊行したと分かる。『庸吏庸言』の最初の刊行年を探る必要がある。日本の全国漢籍データベース<sup>11</sup>を使用して『庸吏庸言』を検索すると、同治以前に刊行した刻本を19レコード検出することができる。中に道光11年（1831）に刊行した、京都琉璃廠榮錄堂藏板の「南豊劉衡存稿」二冊が含まれており、現在日本法務図書館の蔵書になっている。<sup>12</sup>つまり、『庸吏庸言』が1831年にすでに刊行したのに対して、李氏がその六年後、1837年前後に就任したことになる。両者の告示の継承関係を語れば、李氏が劉氏の文集を購読し、「勸民切勿輕生告示」を参考して自分の「勸民勿輕生示」を書いた可能性が大いにある。

この二件の告示がどれくらい類似しているのか、李氏がその告示の言葉を参考した理由は何かを考察してみる。まず、両告示の言葉をセンテンス単位で区切り、類似した言葉にアンダーラインを引いて見やすくし、以下の図に羅列して比較する。

表5：劉衡告示と李璋煜告示の比較

告示	劉衡告示「勸民切勿輕生告示」	李璋煜告示「勸民勿輕生示」卷三 署揚州府任内	類似性
①	為勸民切勿輕生以全性命事，照得蟲蟻尚且貪生，何	為勸民切勿輕生以全性命事，照	同じ

<sup>9</sup> 楊一凡、王旭編『古代榜文告示彙存』（第八卷）、507 ページ。

<sup>10</sup> 『庸吏』、『庸言』を合わせて呼称する場合がある。

<sup>11</sup> <http://kanji.zinbun.kyoto-u.ac.jp/kanseki>

<sup>12</sup> 法務図書館：第17 図書室。請求記号：286///。資料ID：00269894。形態：22.7×14.6cm。出版年：道光十一年。漢籍（No. 30307-30308）。史部、職官類、官箴之屬。

	<u>況於人。</u>	<u>得蟲蟻尚且貪生，何況於人。</u>	
②	<u>人身難得，死者不可復生，若死後經官相驗，便永遠不得超生，實在可憐。</u>	<u>人身難得，已死不能復生，若死後經官相驗，身體暴露，實屬可憐。</u>	同じ
③	<u>川省愚夫愚婦往往因親鄰些小事故，遽爾尋死，或弔頸，或投水，一念之差，片時畢命。</u>	<u>本屬府抵任以來，見八屬中多有自盡之案，往往因些微事故，遽爾輕生，或自縊，或投水，一念之差，片時畢命。</u>	同じ
④	<u>在死的人心裏，妄想我只拼了一條命，便可以害他受罪，至少也叫他破財，卻要曉得自己尋死，謂之輕生，律例內並無抵命之條，連板子都不打的，何能害人受罪。</u>	<u>在那尋死的人，不過欲拚了一條命，去賴人家，卻那裡曉得自己尋死，謂之輕生，律例內並無抵命之條，何能害人。</u>	同じ
⑤	<u>況現在各地方官個個清正，書差都不敢嚇詐，那被告及地主們並不要花一文，何能破他的財。</u>		削除
⑥	<u>若屍親多事，地方官照例治他的罪，重則流徒，輕則枷杖。</u>	<u>若屍親多事，混行吵鬧毆打，勒指行詐者，杖一百枷號兩個月，律例自有明文。</u>	類似
⑦	<u>屍親不但不能訛詐，還要連累受罪。</u>	<u>屍親不但不能訛詐，還要連累了受罪。</u>	同じ
⑧	<u>這等看來，那尋死的人，豈不是白送了性命，可憐可憐。</u>	<u>這等看來，那尋死的人，豈不是枉送了自己性命。</u>	同じ
⑨	<u>本府前在墊江梁山巴縣任內，沒有什麼好處，只是勸諭百姓們不要輕生，那些百姓都聽我的話，各相勸戒，不肯尋死，到後來假命案都沒有了。</u>		削除
⑩	<u>今到此半年，核看各屬輕生之案件，許多性命如此勾銷，幾同蟲蟻，固由百姓之愚，亦本府之失教，悽惻之餘，又增慚惡，合亟勸諭，為此示仰各屬百姓們知悉。</u>	<u>頃刻輕生，不如蟲蟻，固有百姓之愚，亦守土者所見心動者也，合亟勸諭，為此示仰各鄉百姓們知悉。</u>	類似
⑪	<u>你們總要忍氣，能忍氣，便是有福的人，自後你心裏但有氣忿不甘的事，只要忍耐半個時辰，投人講理，要緊緊記得本府的話，切不可尋死輕生。</u>	<u>你們先要明理，再要忍氣，便是有福的人。自後你心裏但有氣忿不甘的事，只要忍耐半個時辰，投人講理，切不可尋死輕生。</u>	同じ
⑫	<u>你要曉得，白白死了，沒有一點好處，不但不能害人破財，反連累屍親捱打，枉送性命，屍遭相驗，真不值得。</u>	<u>你要曉得，白白死了，沒有一點好處，不但不能害人破財，反連累屍親受責，屍遭相驗，真是不值得。</u>	同じ
⑬	<u>除將例文開後並札，飭各州縣一切命案，如有多事屍</u>	<u>嗣後願我百姓，父戒其子，夫戒其</u>	類似

	親，照例嚴辦外，願我百姓自後同登壽域，永樂昇平， <u>切莫輕生，致辜負本府愛你勸你一片苦心，毋違特示。</u>	婦，相與忍耐， <u>同登壽域，切莫忿爭輕生，致辜負本屬愛你勸你的</u> <u>一片苦心，毋違特示。</u>	
⑭	今將律例三條開後 一例載自盡之案 如刁悍之徒藉命打搶，照白晝搶奪 例擬罪，仍追搶毀物件給還原主。 一例載自盡之案 <u>屍親混行吵鬧毆打勒捐行詐者，杖</u> <u>一百枷號兩個月。</u> 一例載諸人自縊溺水身死，別無他故，親屬情願安 葬，官司詳審明白準告免驗。	李璋煜告示の⑥が下線部分を参 考	削除
⑮	務望紳耆及讀書明理之人，遇鄰里中有氣忿想去尋 死的，立即苦口苦心將本府此番勸諭告示向他勸解， 勸得一人便是救活一命。積善之家必有餘慶德孚，桑 梓澤及兒孫，天保佑爾理固足據也，特諭。		削除

文の内容に合わせて、両告示のセンテンスを15句に分けられる。最後にある劉告示の長文⑭は、「今將律例三條開後（今三つの律例を以下のように示す）」から見て、法律の条文を引用したものになる。また、同じく長文の⑮において、李告示からは劉告示のこの部分と類似した文も見当たらない。センテンスとしてさらに短く区切ることができるが、この⑭と⑮は二句として扱うことにした。

表で示すように、李告示の言葉が劉告示の15句の文にどれぐらい類似しているのか、容易に観察できよう。

#### (1) ほぼ参考

まず、全く同じあるいはほぼ同じ文になっているのは①・②・③・④・⑦・⑧・⑪・⑫である。のち①と⑦は全文を引用したと見られる。特に①の「照得蟲蟻尚且貪生，何況於人。（虫でさえ命を惜しむのに、人としてなおさらだ）」のような表現はよく使用されるものと見られる。例えば、乾隆五年（1740年）正月二十九日発給の「雅爾圖告示」「勸諭愚民毋尋短見自輕生命」では「螻蟻尚且貪生，爾等具有人形，何螻蟻之不如也」と書かれた。<sup>13</sup>この表現は元代雜劇『荐福碑』<sup>14</sup>、明代小説『封神演義』<sup>15</sup>（1520 - 1560）や官界を描写する清代小説『儒林外史』<sup>16</sup>（1750）の

<sup>13</sup> 楊一凡、王旭編『古代榜文告示彙存』（第七卷）、287 ページ。

<sup>14</sup> 第三折：螻蟻尚且貪生，為人何不惜命

<sup>15</sup> 「渭水文王聘子牙」：螻蟻尚且貪生，豈有人不惜命。

<sup>16</sup> 「徽州府烈婦殉夫、泰伯祠遺賢感舊」：自古螻蟻尚且貪生，你怎麼講出這樣話來！

なかでも見られた。当時の劉衡は所轄の自殺案件の多さ<sup>17</sup>に痛感し、流行りの民間言葉を自殺しないよう勧告する告示に取り入れたと考えられる。李氏はそれを参考して、ほかの勧告告示でもこの表現を使用した。<sup>18</sup>残りの句はほとんど李氏が所属地域の事情や個人の嗜好に合わせて添削したり、語彙を入れ替えたりしたことが分かる。例えば、②の「實在」が「實屬」に変えられ、③の「弔頸」が「自縊」に変えられ、少し正式感が増すのであろう。

## (2)短文参考

また、同じとは言えないが、短文単位で似ているもので、⑥・⑩・⑬が挙げられる。特に李氏の⑥は劉氏の⑭を略して書き換えたものであり、告示の内容を載せる紙の幅を考慮した行爲だと受け止められる。⑩の「合亟勸諭，為此示仰各屬百姓們知悉（このため各署の民に周知する）」と⑬の「毋違特示（違反の無いよう特に告示する）」は告示によく見られる決まり文句ではあるが、「切莫…致辜負本府愛你勸你一片苦心（君たちを愛する勧告する本府のこの苦心を、くれぐれも台無しにしないよう）」のような表現が口語的かつ独特で、分かりやすさとあいまって、「民のための官」といった姿勢を示し、「父母官」としての親心も大いに表したといえよう。

実際、聖諭十六条の宣講書も「萬萬不可…辜負了聖祖仁皇帝的一片盛心哩（くれぐれも聖祖仁皇帝の盛心を台無しにしないよう）」<sup>19</sup>のような表現があり、⑪・⑫・⑬も白話宣講書でよく使用した二人称代名詞を李氏が劉氏から全部継承したと見られる。勧告告示はある意味、聖諭宣講書と似た特質を持っているとも考えられる。また別の論文で分析するため、ここでは省略する。

ほかに特徴的なのは、④の一人称代名詞「我」と三人称代名詞「他」が全部削除された。この告示において、李氏はその使用に抵抗があると考えてよいだろう。しかし、全ての告示に一人称代名詞が見られないわけではなく、例えば「俚語勸民歌十六首」は「勸我民，孝雙親，兒身本事父母身，棄親不顧一朝忿，三年懷抱是何人」のように「勸我民」から始まった「三三七七七」の韻語民歌になっており、「勸我民」の表現が句ごとに用いられる場合もある。つまり、一人称代名詞と三人称代名詞自体に抵抗があるのではなく、このような民の立場に立って、一人称代名詞を使用するのは不適切であると李氏が判断したのであろう。「民のため」とはいえ、支配者としての矜持を窺える。

<sup>17</sup> 『建昌府志・人物志卷八』（清同治十一年刻本）：邑多自戕案，豪役雜持之，衡察實立釋。誣濫，嚴懲主使者，民不復輕死，其官蜀治一如粵。（この場所は自殺の事件が多かったのは、横暴な役人が案件を適当に処理したからだ。衡はその事実を洗い出し、すぐに放免した。また、貶めが氾濫したら、首謀者を懲らしめる。それで民は自害する事がなくなった。彼の四川での為政は広東と同じである。）

<sup>18</sup> 「俚語勸民歌十六首」：勸我民，莫頂兇，無知螻蟻尚貪生，白鴨斷頸誰能續…後略。

<sup>19</sup> 王又樸（1681—1760）、『聖諭広訓衍』、同治元年（1862）重鐫、1726年初版。

### (3) 添削

最後に、⑤・⑨・⑬の四文に類似した文が見当たらないため、李氏がそれらを削除したと考えられる。劉氏告示の⑤は「況現在各地方官個個清正，書差都不敢嚇詐，那被告及地主們並不要花一文，何能破他的財。（今時の各官僚はみんな清廉であり、役人でさえ民を恫喝する度胸がなく、被告と地主達は金一文もかかるところがないだろう、まして散財させるなんて。）」と述べているが、李氏はそれを同意しないか、あるいは確定できないか、参考にはしなかった。⑨も劉氏個人の状況のため、参考から外されたのであろう。⑬は「紳」・「士」への協力要請になっているが、なぜか李氏はそれを取り入れずに、この告示は「致辜負本屬愛你勸你的一片苦心，毋違特示。（くれぐれも本官の苦心を台無しにしないよう。）」で終わっていた。実際、もう一つの告示、「關防詐偽示（署揚州府任内）」では、「恐閭閻未能周知，其通曉文義之人，務即廣為傳述，或抄錄遍示親鄰，使婦人孺子無不盡諒本署府知苦心，則上下之情既通，而影射撞騙之技窮矣，此論<sup>20</sup>」のように「其通曉文義之人（この告示の文面が分かる人）」に「文義（内容）」の分からない人にも伝達するよう要請したことがあることから、「紳耆及讀書明理之人」、つまり「紳」・「士」の役割を無視した削除行為であるとはいえないだろう。考えられるのは、李氏は文語体なら「読書人」に協力を求めるが、この告示は口語体で書かれた部分が多いため、文字さえ分かる人がいれば、その内容も大体理解できるのではないかと確信していたから、協力要請をしなかったのであろう。

この二件の告示は全体から見て白話告示と称していいが、具体的に、二人称代名詞の使用や「了」や「的」などの語彙から見て口語体が使用されたのは④・⑧・⑪・⑫であり、内容から見れば分かるように、ほかの部分は陳述や解釈が多いが、この四つは全部道理講釈の勧告の内容になっている。

総じて言えば、劉告示に見られる民間言葉の取り入れと勧告の場面で口語体の使用、そして、李告示がそれを参考する際に行われた、語彙の入れ替え、一人称代名詞の削除、協力要請の削除等からみて、官僚は告示を発給する際に、発給目的と各自の状況に合わせて、告示の言葉とその語体を選ぶようにしていることが分かる。

## 2、ほかの参考告示

この「勸民切勿輕生告示」以外に、李氏が劉氏のほかの白話告示を参考にして、あるいは参考して書いた例もある。それぞれを以下のように並べ、下線で参考になる部分を示す。

### (1) 也是百姓

<sup>20</sup> 日本語訳：庶民の集まりまで周知されないことがないよう、この告示の文面が分かる人がいれば、他たちにその内容を広く伝達し、あるいは写して親戚や隣人に見せよう。そして、婦人であっても子供であってもみんな私の苦心を知ることができ、上下の意思疎通もでき、偽り事や詐欺等も無くなるでしょう。ここで諭す。

劉衡：

本縣在江西也是百姓，設身處地何能堪此。—「嚴禁捕役妄拏告示」

本縣府在江西也是百姓。—「勸民息訟告示」

本府从前在家時也曾做過秀才。—「勸諭生監敦品善俗以襄教化告示」

本縣在江西也是百姓。—「嚴除蠹弊告示」

李璋煜：

本司在山東時也是百姓，最知百姓的苦楚。—「訪拏訟棍衙蠹示」

(2)百姓雖愚…便息了地方許多事端，省了官府許多氣力

劉衡：

百姓雖愚，見體面人如此懇懇勤勤，自然弱者感化，強者畏服，便息了地方多少事端，省了官府許多氣力。—「勸諭生監敦品善俗以襄教化告示」

李璋煜：

百姓雖愚，見諸生等如此告誡，自然漸知禮讓，便息了地方許多事端，省了官府許多氣力，可見一鄉有善士自可轉移風俗也。—「與各屬諸生約」

(3)不可辜負…一片苦心

劉衡：

你們不可辜負我教你一片苦心。—「勸民息訟告示」

切莫輕生，致辜負本府愛你勸你一片苦心。—「勸民切勿輕生告示」

李璋煜：

萬不可辜負本道勸諭的一片苦心。—「禁撥名示」

切莫忿爭輕生，致辜負本屬愛你勸你的一片苦心。—「勸民勿輕生示」

(4)不忍…所以苦口勸你

劉衡：

本縣府不忍見你如此，所以苦口勸你。—「勸民息訟告示」

李璋煜：

本道不忍見你們被訟師土棍等愚弄，所以苦口勸諭你們。—「禁撥名示」

(5)不听…到听

劉衡：

你若不听本縣府的話，到听訟師的話。—「勸民息訟告示」

李璋煜：

你們不聽信本道的言，偏去聽信訟師土棍的話。—「禁撥名示」

以上のように五つの表現の参考が見られ、全部庶民がそれを一目で読んですぐに分かるような口語的な言葉になっている。

劉氏の白話告示は全部で5件である。「勸民切勿輕生告示」と「勸民息訟告示」だけがほぼ全文白話になっており、残りの3件については、ごく一部、さらに一部の短文だけが口語体になっている。特に、「嚴禁捕役妄拏告示」では「本縣在江西也是百姓」のみ、「勸諭生監敦品善俗以襄教化告示」では「本府从前在家時也曾做過秀才」と「便息了地方多少事端，省了官府許多氣力」のみ見られた。「嚴除蠹弊告示」での口語文は比較的に多いが、「勸民切勿輕生告示」と「勸民息訟告示」が比べられないほどの文言語彙も使用された。

李氏が発給した白話告示は全部で10件である。のち、5件の韻語告示と故事告示があり、それ以外の4件の告示から、劉衡が発給した全ての白話告示を参考した痕跡が見られた。そして、白話告示だけを参考したことでもある。参考の価値はどこにあるのか。それぞれの告示を内容別で分類して、その比較と参考内容を図にまとめた。

表6：参考した告示

告示内容	劉衡告示	李璋煜告示	参考内容
自殺防止勧告	勸民切勿輕生告示	勸民勿輕生示	全文参考
衙蠹	嚴除蠹弊告示 嚴禁捕役妄拏告示	訪拏訟棍衙蠹示	(1)也是百姓
「士」に勧告	勸諭生監敦品善俗以襄教化告示	與各屬諸生約	(2)百姓雖愚…便息了地方許多事端，省了官府許多氣力
訴訟減少勧告	勸民息訟告示	禁撥名示	(3)不可辜負…一片苦心 (4)不忍…所以苦口勸你 (5)不听…到听

まず、(1)の「也是百姓」について分析してみる。中国の官僚採用は選抜制であり、ほとんどの官僚は科挙試験を勝ち抜いて支配者にのし上がった。つまり、劉氏は支配者立場から告示を発給するが、「本官は以前も民である」という言葉を使用して、告示の読み手である民の立場に立ち、民の思惑を十分理解できると口語体で分かりやすくアピールした。同じく科挙試験を経た李氏はその効果を認めて、参考したのであろう。

そして、(2)の「百姓雖愚…便息了地方許多事端，省了官府許多氣力」を使用した告示は一般庶民ではなく、「読書人」に向けたものである。「庶民は愚かであっても、読書人を見て自然に真似して、この辺りの紛糾も少なくなるし、役所の役にも立てよう」の意味で、読書人や地位のある人たちを模範に仕立てる意図が見られる。このような口語的な表現を混ぜることによって、読み手は感情移入しやすく、協力に前向きに考えさせる効果があるのではないか。

(4)の「不忍…所以苦口勸你」と(5)の「不听…到听」は、すでに前述で分析した(3)の「不可辜負…一片苦心」と同じく、「父母官」としての親心と「全て民のためである」という苦心をアピールした表現であり、自殺に関する告示以外に、告訴の取り下げに関する告示にも使用された。

これらは短文でありながら、文語体に囲まれた卑近な白話であるため、文の中に目立つ存在として民衆の共感を喚ぶ役割を果たすことができると考えられる。

### 3、劉衡を参考した理由

問題なのは、李璋煜はなぜほかの人ではなく、劉衡の白話告示を参考したか。劉氏は四川各地の知州に就任しており、道光十一年(1831)に『庸吏庸言』を刊行したが、道光十七年(1837)の李氏は遙か遠くの江蘇の知府に就いていた。官位から見れば、李氏のほうが上なのが明確であろう。自分より官位の低い者の告示を参考にするほど、李氏は劉衡を尊敬し、その言葉の効力を認めたと考えられる。実際、劉衡は『清史稿』に「劉衡伝」を残すほど有名な「循吏」であり、その書物も官僚の中に流行り出し、多くの地方志でさえ記録を残した。

李璋煜はこの伝説の「循吏」の書物を手に入れ、また、その業績と当地の条件改善を耳にし、同じような効果を求めて、これらの告示から見られた口語体を参考したのではないかと筆者は推測する。卑近の口語体表現が使用され、さらに参考されたということは、民への勧告に効力を発揮できると発給者は考えていることを意味する。さらに、官僚として出世するために必死に受験勉強する「読書人」は文語体の学習こそ行ってきたが、このような勧告する目的の文章、特に卑近な口語体の言葉をどう書くのかは分からないだろう。そこで、劉衡のこの例が模範となり、李氏に参考されたであろう。これは官僚が勧告や教民を目的とした告示を作成する際、は積極的に白話、さらに口語体を使用した好例でもある。

## 五、まとめ

本文は李璋煜という清代官僚が発給した告示の言語を対象に、主に告示事項の分類と白話告示の事項偏向、そして白話告示の参考の三方面から、李璋煜が発給した告示について考察を行った。『古代榜文告示彙存』の中に発給した告示がもっとも多い官僚として、李璋煜は各事項の発給目的とその効果を念頭において、文言や白話、どちらかに偏って語体を選び、告示を作成した。特に白話と称していい告示の半数近くが勧告告示となっており、周知告示や禁令告示にも多くの白話要素を取り入れ、民衆の言語素養を考えた告示作成になっているといえよう。また、「循吏」である劉衡の告示、あるいは白話要素を参考して、「父母官」である立場をアピールし、説得力のある告示語体にしようとする働きが見られた。

このような白話と文言を融合させた語体の使用は、官府の権威と民衆の教化を両立しようとする官僚の思惑から生まれたのであり、伝達機能を有し、さらに書き手が読み手を考慮して作成した告示に関する研究は、文体研究においても大に意義があるのではないかと筆者は考える。